

橋本市病院事業管理規程第13号

橋本市病院事業職員の研修等に関する規程の一部を改正する規程を、別紙のとおり定める。

令和7年8月1日

橋本市病院事業管理者 古川 健



橋本市病院事業職員の研修等に関する規程の一部を改正する規程

橋本市病院事業職員の研修等に関する規程(平成24年病院事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
(費用の負担) 第6条 管理者は、職員が第3条各号に規定される研修等に参加したときは、次の表に掲げる範囲内において当該研修に要する費用の一部又は全部を負担することができる。		(費用の負担) 第6条 管理者は、職員が第3条各号に規定される研修等に参加したときは、次の表に掲げる範囲内において当該研修に要する費用の一部又は全部を負担することができる。	
職種	旅費・受講料等の支給範囲	職種	旅費・受講料等の支給範囲
医師	年間1人当たり 100,000円まで	医師	年間1人当たり 200,000円まで
略	略	略	略

附 則

この規程は、令和7年8月1日から施行する。